

# COCOLOプランの進捗状況

誰一人取り残されない

学びの保障に向けた

不登校対策

Comfortable,  
Customized and  
Optimized  
Locations of learning

## COCOLOプラン

令和5年3月



小・中・高等学校の不登校の児童生徒が急増し約30万人となりました。

その背景には、長引く新型コロナウイルスの影響等が指摘されますが、より根底には、子供たち一人一人の人格の完成や社会的自立を目指すための、学校や学びの在り方が問われているのだと考えます。

また、90日以上の不登校であるにもかかわらず、学校内外の専門機関等で相談・指導等を受けていない小・中学生が4.6万人に上ります。

私は、不登校により学びにアクセスできない子供たちをゼロにすることを目指します。そして、子供たちに、「大丈夫」と思っただけのよう、徹底的に寄り添っていきます。

このため、教育行政の責任者として、私は、

- 1 — 不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整える
- 2 — 心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援する
- 3 — 学校の風土の「見える化」を通して、学校を「みんなが安心して学べる」場所にします

ことにより、誰一人取り残されない学びの保障を社会全体で実現していきます。

この考えの下、この度、このCOCOLOプランをとりまとめました。

今回のプランを実現するためには、行政だけでなく、学校、地域社会、各ご家庭、NPO、フリースクール関係者等が、相互に理解や連携をしながら、子供たちのためにそれぞれの持ち場で取組を進める必要があります。

文部科学省では、支援が必要な子供たちが学びにつながるようにすることと、全ての学校を誰もが安心して学べる場に変えることを、今すぐできる取組から速やかに実行していきます。必要な支援は子供たち一人一人の状況によって異なるため、こども家庭庁や地方公共団体、学校等とも連携して、一人一人に応じた多様な支援を行います。

不登校となっても学びを継続し社会で活躍できるよう、私自身が先頭に立ち、子供の学びに携わる全ての関係者とともに、取り組んでまいります。

令和5年3月

文部科学大臣 永岡 桂子

# 1

— P5

## 不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整えます。

- ✓ 一人一人のニーズに応じた多様な学びの場\*が確保されている
  - \* 不登校特例校、校内教育支援センター(スペシャルサポートルーム等)、教育支援センター等、こども家庭庁と連携し多様な学びの場、居場所を確保
- ✓ 学校に来られなくてもオンライン等で授業や支援につながるができる
- ✓ 学校に戻りたいと思った時にクラスを変えたり、転校したりするなど本人や保護者の希望に沿った丁寧な対応がされている



# 2

— P7

## 心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援します。

- ✓ 1人1台端末で小さな声が見えられ、心の不安や生活リズムの乱れに教師が確実に気付くことができる
- ✓ 小さなSOSに「チーム学校」で早く支援することにより、早期に最適な支援につながる
- ✓ 教育と福祉等が連携し、子供や保護者が必要な時に支援が行われる\*
  - \* こども家庭庁と連携し自治体の教育委員会と福祉委員会等の連携・協働を強化



# 3

— P9

## 学校の風土の「見える化」を通して、学校を「みんなが安心して学べる」場所にします。

- ✓ それぞれの良さや持ち味を生かした主体的な学びがあり、みんなが活躍できる機会や出番がある
- ✓ トラブルが起きても学校はしっかり対応してくれる安心感がある
- ✓ 公平で納得できる決まりやルールがみんなに守られている
- ✓ 障害や国籍言語等の違いに関わらず、色々な個性や意見を認め合う雰囲気がある



これらの取組を実効性あるものにするために、

- ✓ エビデンスに基づきケースに応じた対応を可能にするための調査の実施、
- ✓ 学校における働き方改革の推進、
- ✓ 文部科学大臣を本部長とする「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策推進本部」の設置を行います。

— P11

## 実効性を高める取組

# 不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、 学びたいと思った時に学べる環境を整えます。

## 01

## 不登校特例校の 設置を促進

令和5年2月現在 不登校特例校： 21校  
設置していないが設置を検討している市町村： 379

早期に全ての都道府県・政令指定都市に、将来的には希望する児童生徒が居住地によらず通えるよう、分教室型も含め全国300校を目指します。このため、設置事例や支援内容等について全国に示すとともに、都道府県が域内の設置状況を踏まえ積極的な役割を果たすことを明確にします。

人事交流等を通して、NPOやフリースクール等との連携を強化するとともに、他の学校の児童生徒へのオンラインを活用した相談支援、他の学校への助言やノウハウの普及を行います。

「不登校特例校」の名称について、関係者に意見を募り、より子供たちの目線に立った対応しいものとします。



## 校内教育支援センター (スペシャルサポートルーム等) の設置を促進

令和5年2月現在 全ての学校に設置している市町村： 228  
設置している学校がある市町村： 1015

自分のクラスに入りづらい児童生徒が、落ち着いた空間の中で自分に合ったペースで学習・生活できる環境を学校内に設置します。

自分のクラスとつなぎ、オンライン指導やテスト等も受けられ、その結果が成績に反映されるようにします。

## 教育支援センター の機能を強化

## 03

令和5年2月現在 単独で設置している市町村： 1147  
他の自治体と共同設置している市町村： 126  
設置していないが設置を検討している市町村： 134

不登校の児童生徒への支援に加え、その保護者が必要とする情報を提供するとともに、子供たちが様々な学びの場や居場所につながるができるよう、地域の拠点としての教育支援センターに求められる機能や役割を明確化します。

民間のノウハウを取り入れた不登校の児童生徒への支援が行えるよう、業務委託や人事交流等を通して、NPOやフリースクール等との連携を強化します。

より広域の子供たちや保護者につながるよう、オンラインによる支援機能を強化するとともに、在籍校とつなぎ、オンライン指導やテスト等も受けられ、その結果が成績に反映されるようにします。

併せて、不登校の児童生徒への支援におけるメタバースの活用について、実践事例を踏まえた研究を行います。

## 01 学びの多様化学校(不登校特例校)の設置促進

- ◆ 設置学校数 R6:35校  
→R9:全都道府県・政令指定都市に1校以上 →将来的に全国で300校
- R7概算要求において、引き続き、設置前の準備支援及び設置後の体制整備に係る経費を要求するとともに、学びの多様化学校として小中学校等を設置する自治体に対する公立学校施設整備費について要求。

## 02 校内教育支援センターの設置促進

- ◆ 設置している学校数 R6:小学校6,643校、中学校6,069校
- R7概算要求において、引き続き、設置に係る経費を要求するとともに、新たに、校内教育支援センターを拠点として、不登校から学校復帰する段階にある児童生徒や不登校の兆候がみられる児童生徒の学習・相談支援に当たる「校内教育支援センター支援員」の配置に係る経費を要求。

## 03 教育支援センターの機能強化

- ◆ 設置している市町村数 R6:1,258
- 不登校児童生徒の努力の適切な評価を一層促進するため、学校教育法施行規則を改正し、一定の要件の下で不登校児童生徒の学習成果を成績評価できることを法令上明確化。(R6.8)
- R7概算要求において、引き続き、アウトリーチ支援体制の強化に係る経費及び民間のノウハウを取り入れた連携支援体制の強化に係る経費を要求。



学校は様々な学びを得られる場所ですが、不登校は誰にでも起こり得ることです。仮に不登校になったとしても、小・中・高等学校等を通じて、学びたいと思った時に多様な学びにつながるができるようにします。このため、不登校の児童生徒の個々のニーズに応じた受け皿を整備するとともに、教育支援センターが地域の拠点となって、ICTや民間のノウハウ等も活用しながら、子供たちや保護者に必要な支援を届けます。

## 高等学校等においても柔軟で質の高い学びを保障

高等学校の全日制・定時制課程においては、不登校の生徒も学びを続けて卒業することができるよう柔軟で質の高い学び方を可能とし、通信制課程においては、どの学校においても、社会的自立に向けて必要な資質・能力を身に付けられるようにします。また、高等専修学校においても「学びのセーフティネット」の取組を進め、これを周知します。

オンラインカウンセリングにより高等学校等の生徒を支援します。

高等学校等進学後も必要な支援が円滑に引き継がれるよう「児童生徒理解・支援シート」を活用して、組織的・計画的に支援します。

## 05 多様な学びの場、居場所を確保

学校に戻りたいと思った時に、本人や保護者の希望や状況に応じて、クラスを変えたり、転校したりすることについて丁寧な相談が行われるようにします。

希望すれば、1人1台端末を活用して、自宅をはじめとする多様な場を在籍校とつなぎ、オンライン指導やテスト等も受けられ、その結果が成績に反映されるようにします。

社会的自立に向けて連続した学習ができるよう、学校や教育委員会とNPOやフリースクール等との連携を強化します。

こども家庭庁とも連携し、身近な地域で、人とつながり、学びに向かう土台づくりや様々な体験活動ができるよう、学校や家庭以外の多様な居場所づくりを広げます。

不登校の児童生徒の学びの場として、夜間中学を活用するとともに、多様な居場所として公民館、図書館等の社会教育施設を活用します。



## 04

### 04 高等学校等における学びの保障

(高等学校)

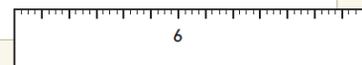
- 全日制・定時制課程において、自宅等での同時双方向遠隔授業の受講も可能とする制度改正や、オンデマンド型の学習を可能とする通信教育を活用可能とするための法令改正を実施。(R5.12)
- R7概算要求において、全日制・定時制課程におけるオンライン等も活用した柔軟で質の高い学びを提供する事例の創出に係る経費及び定時制・通信制課程における主体的・対話的で深い学びの実現に向けた研究等に係る経費を要求。また、生徒の多様な学習ニーズに応えるため遠隔教育や通信教育を活用した域内の学校間の連携・併修ネットワークの構築に係る経費を要求。

(専修学校)

- 高等専修学校の学びのセーフティネット機能強化に向けた地域・外部機関とのネットワーク化を推進・高度化。
- R7概算要求において、高等専修学校に求められる職業教育機能を強化しつつ、「学びのセーフティネット」としての役割も踏まえた社会的・職業的自立が実現できるモデルカリキュラム等の開発とその普及啓発を行うための経費を要求。

### 05 多様な学びの場、居場所を確保

- 家庭や学校に居場所がない児童等を対象とした児童育成支援拠点事業を実施。(こども家庭庁)
- 「こどもの居場所づくりに関する指針」を閣議決定。(R5.12)(こども家庭庁)
- R7概算要求において児童育成支援拠点事業を継続して実施するための経費を要求するとともに、新たに地域における不登校のこどもへの切れ目ない支援モデル事業を実施するための経費を要求。(こども家庭庁)
- 学びの多様化学校や夜間中学として小中学校等を設置する自治体に対する公立学校施設整備費について要求。
- 経済的に困窮した家庭の不登校児童生徒に対する経済的支援の在り方に係る調査研究事業を引き続き実施。







不登校となる前に、「チーム学校」による支援を行います。「学校生活が辛い…」「先生に相談してもいいのかな？」などの感情を言葉で先生やカウンセラーに相談するのは勇気が必要ですが、1人1台端末を活用して、うまく表現できない小さなSOSに早期に気付くことができますようにします。また、関係者が一丸となり不登校の児童生徒の保護者を支援します。

# 03



## 一人で悩みを抱え込まないよう 保護者を支援

不登校の児童生徒の保護者が有益な情報を得られるよう、各教育委員会の相談窓口を整備し、教育支援センター、相談機関、保護者の会、フリースクール等に関する分かりやすい情報を提供します。

学校と地域・関係機関の連携・協働や平素からの保護者間の関係づくりを促すため、コミュニティ・スクールの仕組みや家庭教育支援チーム等を活用するとともに、保護者の不安を和らげられるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが関係機関等と連携して保護者を支援します。



## 03 保護者への支援

- 各教育委員会等に、域内の保護者の会やフリースクール等の情報を集約し保護者へのわかりやすい情報提供を要請するとともに、参考となる様式例を提示。(R5.7)
- 令和6年度予算において、学校と地域をつなぐ地域学校協働活動推進員の配置促進や、家庭教育支援チームの設置等地域の実情に応じた家庭教育支援の促進に係る経費等を措置。
- 文部科学省主催会議において、教育委員会等に対し、保護者や親の会へのSC・SSWの派遣・活用について周知。(R5.9)
- R7概算要求において、教育支援センターにおける保護者支援などの機能強化に係る経費を要求。
- 地域学校協働活動推進員の配置促進や、家庭教育支援チームの設置等地域の実情に応じた家庭教育支援の促進に係る経費等を要求。

# 学校の風土の「見える化」を通して、 学校を「みんなが安心して学べる」場所にします。

## 01

## 学校の風土を「見える化」

学校評価の仕組みを活用して、児童生徒の授業への満足度や教職員への信頼感、学校生活への安心感等の学校の風土や雰囲気を把握し、学校運営を改善します。このため、風土等を把握するためのツールを整理し、全国へ示します。

不登校特例校、NPO、フリースクール等の取組も参考に、自己肯定感を育み安心して学べる学校をつくります。

## 学校で過ごす時間の中で 最も長い「授業」を改善

## 02

子供たちそれぞれの良さや持ち味を生かし、みんなが活躍できる機会や出番がある授業づくりが行われるよう、不登校特例校の取組等も参考にしつつ、1人1台端末を活用した子供たち一人一人の学習進度や興味・関心等にに応じた指導など、一方通行型でない、子供たちの特性に合った柔軟な学びを実現し、それぞれが前向きに学べるようにします。

特に校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム等）では、一人一人の特性や能力、興味や関心に応じた柔軟な学習ができるようにします。

## 03

## いじめ等の問題行動 に対しては毅然とした 対応を徹底

こども家庭庁とも連携し、いじめや校内暴力等の問題行動には、教育的配慮の下、毅然とした対応を徹底するとともに、犯罪行為があった場合は直ちに警察に相談・通報する体制を構築します。

## 04

## 児童生徒が主体的に 参加した校則等の 見直しの推進

社会の変化等を踏まえた校則の見直し、校則のHPへの公表、ルール作り等へ、児童生徒が主体的に参加できるようにします。

## 01 学校風土の見える化

- 学校の風土等を把握するための実践事例等を整理した学校風土の把握ツールを周知。(R5.7)

## 02 授業を改善

- 令和6年度予算において、個別最適な学びと協働的な学び(1人1台端末の活用を含む)の一体的な充実に資する好事例を収集・分析し、各地へ普及。
- R7概算要求において、令和6年度に収集・分析した事例を活用した伴走支援や事例の普及に向けた経費を要求。

## 03 いじめへの対応

- 文部科学省主催会議において、重大ないじめ事案等はただちに警察に相談・通報を行う他、学校と警察が日常的に情報共有や相談を行える体制の構築を求めたR5.2通知について周知。(R6.6など)
- 令和5年度問題行動等調査において、学校と警察の連絡体制状況について把握。
- R7概算要求において、個別事案への対応、加害児童生徒への指導・支援等のため、警察OB・OG等の多職種の専門家をいじめ対策マイスターとして教育委員会に設置するモデル事業などを実施するための必要な経費を要求。
- 学校外からのアプローチによるいじめの解消の仕組みづくりに向けた手法の開発・実証事業を実施するための経費を要求。(こども家庭庁)

## 04 校則等の見直し

- 文部科学省主催会議において、学校や地域の状況、社会の変化を踏まえた不断の見直しが必要とし、HPへの公表や見直しの手続きを示すことが重要とした生徒指導要(令和4年12月改訂)について周知。(R6.6など)



学校の風土と欠席日数の関連を示す研究データもあります。自ら学びたくなる授業や、一人一人に合った個別最適な学び、学校のルール作りに子供たちが主体的に参加すること…学校改革はまだその途上ですが、子供の声を聞きながら学校の風土を「見える化」して、関係者が共通認識を持って取り組めるようにすることにより、学校をみんなが主役になって、みんなが安心して学べる場所にします。

# 05

## 快適で温かみのある 学校としての環境整備

子供たちが心地よい空間の中で学習・生活を行えるよう、快適で温かみのある環境にします。

明日また行きたい学校となるために、学校施設全体を学びの場として捉えた魅力ある環境にします。



# 06

## 障害や国籍言語等の違いに 関わらず、色々な個性や意見を認め合う 共生社会を学ぶ場に

障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に充実した時間を過ごすための条件整備と併せて、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場を整備するとともに、障害のある子供を担任だけでなく学校全体で支えられるようにします。

外国人の子供等が自らの「長所・強み」を活用し可能性を發揮できるよう、多様性を尊重しつつ、共に学び合える環境を整備します。

## 05 学校の環境整備

- 新たな時代の学びを実現する学校施設のアイデアとその実現プロセスについて事例を収集・紹介した「ウェルビーイング向上のための学校施設づくりのアイデア集」を令和6年9月に公表予定。
- R7概算要求において、学びの多様化学校や夜間中学として小中学校等を設置する自治体に対する公立学校施設整備費について要求。

## 06 学校を共生社会を学ぶ場に

- 令和6年度より、「インクルーシブな学校運営モデル事業」を新たに実施しており、10団体を採択。
- 児童生徒の実態を適切に把握し、必要な支援を組織的に行うための校内体制の充実や、児童生徒が慣れた環境で安心して通級による指導を受けられるように自校通級や巡回指導の促進等について、各種説明会で教育委員会等に周知。
- 「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」により自治体の共生社会における共に学び成長する授業等の在り方に関する調査研究を支援し、各自治体の取組をHPに掲載し周知。
- R7概算要求において、「インクルーシブな学校運営モデル事業」について、モデル構築のための経費を引き続き要求するとともに、そのモデルの成果普及に係る経費を新たに要求。
- 「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」を拡充して要求。

# 実効性を高める取組

## 01 / 不登校の児童生徒が学びや必要な支援につながっているかを把握

不登校の児童生徒の数だけではなく、一人一人の児童生徒が不登校となった要因、どのような学びにつながっているか、不登校傾向の児童生徒の規模等を分析・把握するため、「令和5年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の調査内容の見直しを行います。

特に、不登校で学校内外の専門機関等で相談・指導等を受けていない児童生徒の学びの状況等を把握し、必要な支援につなげます。

不登校の児童生徒やその保護者が将来に見通しを持てるよう、不登校の児童生徒本人に対する継続的な実態調査を実施します。

## 02 / エビデンスに基づき、ケースに応じた効果的な支援方法を確立

1人1台端末のデータを用いた早期発見や効果的な対応方法の事例を蓄積し、専門的知見とエビデンスに基づき、ケースに応じた支援の在り方を確立します。

## 03 / 学校における働き方改革を推進

教職員定数の改善や支援スタッフの配置、学校DXの推進、学校・教師の業務の役割分担や適正化等を通じた学校における働き方改革の推進により、教師が子供に接する時間を確保します。

## 04 / 文部科学大臣を本部長とする推進本部を設置

本プランを公表後、運用改善等で取り組めるものから直ちに取り組みます。また、文部科学大臣を本部長とする「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策推進本部」を文部科学省に設置し、こども家庭庁の参画も得ながら、本プランの進捗状況を管理するとともに、取組の不断の改善を図ります。

11

## 01 不登校児童生徒の実態把握

- 令和5年度に、不登校の要因分析に関する調査研究を実施し、不登校のきっかけ・要因や専門機関等で相談・指導等を受けていない児童生徒について分析。その結果を踏まえて、問題行動等調査における不登校の要因に係る調査内容を改訂。

## 02 効果的な支援方法の確立

- 令和5年度補正予算において1人1台端末を活用して不登校等の早期対応を行うための調査研究を実施。

## 03 学校における働き方改革の推進

- 中央教育審議会において、学校における働き方改革の更なる加速化をはじめとする教師を取り巻く環境整備に関する総合的な方策について審議し、答申をとりまとめ。
- R7概算要求において、当該答申を踏まえ、小学校中学年への教科担任制の拡大や中学校への生徒指導担当教師の配置充実のための教職員定数の改善等に必要な経費を要求するとともに、教員業務支援員をはじめとする支援スタッフの配置等に必要な経費を拡充して要求。

## 04 誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策推進本部の設置

- これまで3回開催(第1回:R5.4、第2回:R5.8、第3回:R5.10)。